**○内閣府告示第六十六号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十四年内閣府告示第五十四号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　長岡市

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

**○内閣府告示第六十七号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第五十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　次世代エネルギー・モビリティ創造特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　豊田市

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

**○総務省告示第百八十五号**

財産区の名称変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三条第五項の規定により、平成二十五年四月一日から石川県加賀市（加賀山代温泉財産区、山中温泉財産区）の名称を（加賀山代温泉財産区、加賀山中温泉財産区）に変更することについて石川県加賀市から報告があった旨、同条第六項の規定により石川県知事から通知があったので、同条第七項の規定により、告示する。

平成二十五年四月十五日

総務大臣　新藤　義孝

**○内閣府告示第六十八号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百八十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市

二　地域活性化総合特別区域の名称　あわじ環境未来島特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

**○内閣府告示第六十九号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百七十四号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　岡山県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域ガス融通事業、回送運行効率化事業、分割可能貨物輸送効率化事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

**○総務省告示第百八十六号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

総務大臣　新藤　義孝

一　申請期間

平成二十五年四月十六日（火）八時三十分から同年五月十六日（木）十七時までの間

二　無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲

対地静止衛星軌道　東経八十二度±〇・一度

三　使用する周波数

一〇・九五GHzを超え一一・七GHz以下

一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下

一七・七GHzを超え二一・二GHz以下

四　申請書の提出場所

申請者の住所を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所

五　問い合わせ先

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

衛星事業係　電話〇三（五二五三）五八一六

**○法務省告示第百四十六号**

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を次のとおり告示する。

平成二十五年四月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

一　本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| SEIMITSU THAI Co., Ltd. | No. 64／153 Village No. 4、Pluakdaeng Subdistrict of Pluakdaeng District、Rayong Province、Thailand |

二　前号の機関から技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 東邦精機株式会社 | 神奈川県鎌倉市岩瀬一丁目二十番二十五号 |

三　第一号の機関に所属する外国人が技能実習の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって本邦に入国できる期間　平成二十五年四月十五日から三年を経過する日まで

**○法務省告示第百四十四号**

横浜市神奈川区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十五年四月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

横浜市神奈川区二本榎十八番地　堀田　善七

**○法務省告示第百四十五号**

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称

奈良県社会保険労務士会

変更前の住所

奈良県奈良市大宮町六丁目一番地の十一新大宮第二ビル四階

変更後の住所

奈良県奈良市西木辻町三百四十三番地一

変更年月日

平成二十五年三月四日